○国土交通省告示第六十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月三十一日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
東北縦貫自動車道弘前線	福島県伊達郡桑折町大字松原字北向七一番三から同県伊達郡桑折町大字松原字弁天沢一五番三まで	前	最大 五九 最小 二六	六六九
		後	最大 二八六 最小 三四	

道路の区域

○国土交通省告示第六十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

みどり下谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県倉吉市余戸谷町	三四八〇番一	十三号及び十五号
	三四七五番	四号
鳥取県倉吉市仲ノ町	字打吹山　三四四五番三	五号
	三四四五番二	六号及び八号
	三四四五番一	七号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大倉山川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

鳥取県倉吉市みどり町	三二〇七番一	一号
	三四七七番一	二号及び三号
	三四八一番一	九号から十二号まで、十四号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

佐陀川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十四年建設省告示第百三十九号で指定した佐陀川に掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県西伯郡南部町馬佐良	字大蔵平	一七八番から一八一番まで
	字大蔵奥	一七五番から一七七番まで
	字大蔵	一三三番一及び一三三番三
		一三四番
		一四〇番から一七四番まで
		一五四番地先無番地
		一五九番地先堤敷
	字東ヶ市	一一六番
	字シリ谷	一八八番
	字東シリ谷	三六一番
	字大蔵山	一八九番から一九四番まで
		一九五番一及び一九五番二
		一九六番一から一九六番六まで
		一九七番一から一九七番三まで
		一九八番
		一九九番三

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県西伯郡南部町馬佐良	字大蔵	一三八番　一号
		一三七番　二号
		一三三番一　三号及び四号
		一四三番　五号
		一三九番　六号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

佐陀川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十四年建設省告示第百三十九号で指定した佐陀川に掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県西伯郡伯耆町丸山	字槙原下	一五三四番五　一号及び二号
		一五三四番四　三号
	字槙ヶ原	一八〇六番一　四号から十九号まで
	字上ノ原	一八〇三番二八六　二十号から二十二号まで
		一八〇三番四一八　二十三号から二十五号まで
	字中祖	一六四七番一　二十六号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ショウブ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

鳥取県日野郡江府町大字洲河崎	字シャウブ谷	四四六番から四四八番まで　一号
	字野田ウ子下平	九八〇番から九八五番まで　二号
	字スリズメ	九八六番から九八八番まで　七号
	字丸ウ子	九八九番から九九二番まで　八号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び昭和四十九年建設省告示第五百八十二号で指定した同号三二に掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県日野郡江府町大字洲河崎	字シャウブ谷	四一七番一　一号
		四四五番　二号
		四四六番地先河川敷　七号
		四三四番　八号
		四三〇番　九号
		四一六番二　十号
	字野田ウ子下平	九八〇番　三号
	字丸ウ子	九九〇番　四号
		九九二番　五号
	字彦埒	九九三番　六号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

出ノ上川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県日野郡江府町大字佐川	字上ミ岩屋ヶ成ル	三五四番二　一号
		三五二番一　四号
	字大陸谷日南	三四七番三　二号及び三号
	字小陸谷景	一二六四番　五号
		一二六五番　六号
	字大陸谷	一二六三番　七号及び八号
		一二六一番　九号
		一二六〇番　十号
		一二五九番　十一号及び十二号
		一二五八番　十三号
		一二五七番　十四号から十六号まで
	字寺ノ段	一二五四番一七　十七号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

吹山谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷

鳥取県日野郡江府町大字下安井	字漆谷上	九六九番から九七三番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県日野郡江府町大字下安井	字野ノ元	五三〇番一　一号
	字岩尾	九六五番　二号及び三号
	字漆谷上	九六九番　四号
		九七三番　五号
	字漆谷	二一〇番　六号
		二一二番　七号

○国土交通省告示第六十四号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十九年一月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一